



平成 18 年 5 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社 ナイガイ
代表者名 取締役社長 林 勇二
(コード番号 8013 東証第一部)
問合せ先 取締役スタッフ担当 油利 隆文
(TEL. 03-5822-3810)

内部統制システム構築の基本方針に関する決議のお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 26 日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針に関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 業務執行の基本方針

当社グループは、社会的公器として法令及び社会規範を遵守し、誠実かつ公正なビジネス活動を遂行します。

一方、企業価値の向上と透明性の高い経営を目指す上で、「社是」は経営の基本主張であり、この「社是」を実現するための挑戦として「経営指針」、その具体的な行動として「われわれの行動指針」を制定しています。また、これらを支える規範として「倫理指針」を制定しており、これらを業務執行上の基本とすることによって、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）を次のように構築しています。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、重要な意思決定及び職務執行に係る情報は、文書を作成し、法律や社内ルールに基づき、関連資料とともに適切に保管しています。また、監査役の求めに応じて何時でも閲覧・謄写できるよう体制を整備しています。その他、「内部者（インサイダー）取引規則」、「個人情報管理規程」、「情報機器に関する取扱規則」等の社内規程・規則で運営しています。

また、情報の開示体制としては、東京証券取引所の適時開示基準や社内規則をもとに、IR 委員会及び当該部署にて起案・検討し、取締役会にて承認されたのち情報取扱責任者を通じて開示していきます。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは、各社・各事業部毎にそれぞれの部門に係るリスク管理を行っています。リスク管理委員会は、随時グループ内の総括的なリスク管理を行っており、委員長にはスタッフ担当の取締役を置いています。今後は、リスク管理委員会を中心に事業等のリスクの識別・評価・対策を推し進め、体制の整備に努めていきます。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月一回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行っています。加えて常勤役員及び執行役員等が出席するグループ連絡

会議を開催し、グループ内の意思疎通を図っています。

中期的な事業計画として、3カ年計画（現在はナイガイ・リバイバル・プラン（NRP）の最終年）を策定し、NRP 実行本部（社長が本部長）を中心に事業部毎の明確な目標を設定して業務執行しており、今後は、今中間期までに新中期経営計画を策定し新たな体制を整備していきます。

また、意思決定と業務執行責任を分離するとともに、グループ・エリアマネジメントや事業部制を強化する意味から「執行役員制度」を平成16年2月より導入し、取締役と同じく任期を1年とするなど、今後も更に執行体制を強化していきます。

5. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、社長を委員長とする「グループコンプライアンス委員会」を設置し、役職員の職務の執行が法令、定款、「行動指針」、「倫理指針」及び「コンプライアンスマニュアル」をもとにしたものになるよう監督・指導していきます。

また、「内部通報制度（ジャスティス）」では、グループ内におけるコンプライアンス違反に対する社内通報窓口を、本年度からは顧問弁護士（社外）にも増設し、通報しやすい環境整備にも努めていきます。

6. 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社のコンプライアンス体制は、グループ企業の社長をメンバーとしたグループ全体に及ぶ委員会であり、企業グループ全域にその監督・指導は徹底されています。

また、グループ連絡会議を原則月一回開催し、業務執行の定期的な報告や重要案件についての事前協議を強化していきます。

一方、親会社監査役が分担して子会社監査役を兼務し、親子双方の立場で監査を実施していきます。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

現在、監査役の職務を補助すべき使用人は配置しておりませんが、監査役からの要請があれば、監査役の同意のもと人事を決定します。

8. 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前項の使用人を置いた場合は、人事異動・評価等に関しては、監査役の事前の同意を得るものとします。

9. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社グループ役職員は、法定の事項に加え、会社に重大な損失を与える事項が発生し又は発生する恐れがあるとき等報告すべきものと定めた事項が発生したときは、都度監査役に報告していきます。

また、常勤監査役は、取締役会の他重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するために、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会、グループ連絡会議などの重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて役職員にその説明を求めます。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役との定期的な会合（原則半期一回）を実施し、また内部監査部門との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行に注力していきます。

また、監査役は、当社の会計監査人である監査法人トーマツから会計監査方針・計画・実施報告等について定期的に説明を受けるとともに、情報交換を行うなど連携を強化していきます。

以上